

…… 退職所得に係る市・県民税の計算に関する改正点 ……

平成 25 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当等に係る市県民税の計算方法が変更されます。

1 勤続年数 5 年以下の法人役員等の退職所得を 2 分の 1 にする措置が廃止されます。

(注) 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

- ① 法人税法第 2 条第 15 号に規定する役員
- ② 国会議員及び地方議会議員
- ③ 国家公務員及び地方公務員

(平成 24 年 12 月 31 日まで)

退職所得金額 = [退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額] $\times 1/2$



(平成 25 年 1 月 1 日から)

退職所得金額 = [退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額]

※勤続年数 5 年以下の法人役員等に該当する者以外は、引き続き退職所得を 2 分の 1 にする措置が適用されます。

2 退職所得に係る個人住民税の税額の10%を減額する特例措置が廃止されます。

退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (1,000円未満切り捨て)

(平成24年12月31日まで)

税額		=	退職所得の金額	×	税率	
市民税	県民税				市民税	県民税
A	B				6%	4%

特徴すべき税額		=	税額		-	控除額	
市民税	県民税		市民税	県民税		A × 10%	B × 10%
			A	B			



(平成25年1月1日から)

税額		=	退職所得の金額	×	税率	
市民税	県民税				市民税	県民税
A	B				6%	4%

特徴すべき税額		=	税額	
市民税	県民税		市民税	県民税
			A	B